

公共工事の調達における企業評価のあり方

| | |
|------------------|----------------------|
| 国土交通省国土技術政策総合研究所 | ○塚原 隆夫* ¹ |
| 国土交通省国土技術政策総合研究所 | 笛田 俊治* ¹ |
| 国土交通省国土技術政策総合研究所 | 毛利 淳二* ¹ |
| 国土交通省大臣官房技術調査課 | 溝口 宏樹* ² |
| 国土交通省国土技術政策総合研究所 | 堤 達也* ³ |
| 株式会社三菱総合研究所 | 山口 行一* ⁴ |

透明性・競争性の高い調達制度を前提に、一般競争下において良い仕事をした企業が受注機会を拡大する等報われるように企業の実績や努力が受注者選定に適切に反映される仕組み（良い循環）を構築するため、国土交通省直轄工事において2年に1回の頻度で行っている定期の競争参加資格審査の改善の方向性を提案した。

【キーワード】公共調達、競争参加資格審査、発注標準、技術評価点数、品質確保

1. はじめに

国土交通省では、平成17年度に発生した談合事件等を契機として、公共調達の透明性・競争性を高めることを目的に従来の指名競争入札から一般競争入札へ入札・契約制度を大きく転換した。これにより、施工能力の劣る企業や不誠実な企業が競争へ参加しやすくなるとともに、良い仕事をする優良な企業の受注機会が減少することが懸念されており、一般競争下における適切な企業評価の枠組みを再構築することが求められている。

国土交通省直轄工事においては、図-1に示すように2年に1回の頻度で行う定期の競争参加資格審査、

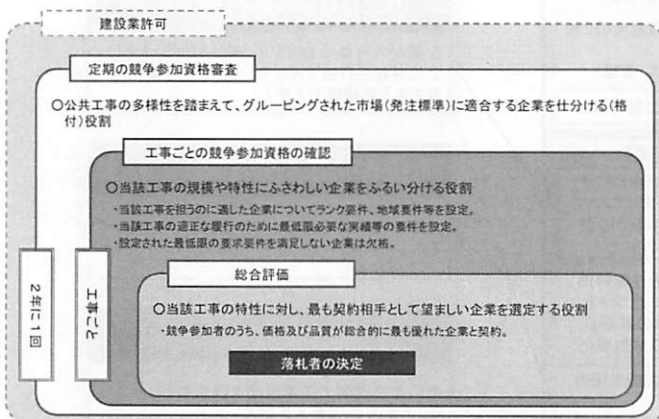


図-1 企業評価のプロセスと各段階における役割

工事ごとの競争参加資格の確認及び総合評価の3つのプロセスを通じて工事の請負者を選定している。

本稿では、3つのプロセスのうち、定期の競争参加資格審査について、次回（平成21・22年度）の資格審査に向けた検討の概要を述べる。

2. 定期の競争参加資格審査の役割

2年に1回の頻度で行う定期の競争参加資格審査は、公共工事の多様性を踏まえて、グルーピングされた市場（発注標準）に適合する企業を仕分ける役割を担っている。

例えば一般土木工事では、市場を工事規模（金額）により4区分し、それに対応して企業を技術評価点数と経営事項評価点数の和により算定される総合点数に基づきA～Dまでの4等級に格付している。

3. 競争参加資格審査における論点と基本的な考え方

3.1 競争参加資格審査における論点

まず、現行の資格審査における課題を踏まえ、今後の資格審査のあり方を検討する上での論点を整理した。

(1) 適切な役割分担のあり方

論点1：定期の競争参加資格審査と工事ごとの競争参加資格の確認の役割分担が適切か。両者の審査

*1 総合技術政策研究センター建設マネジメント技術研究室 029-864-4239
 *2 環境安全・地理空間情報技術調整官 03-5253-8111
 *3 企画部企画課 029-864-2674
 *4 社会システム研究本部政策マネジメント研究グループ 03-3277-0707

項目の使い分けや2年に1回の頻度が適切か。

(2) 発注標準のあり方

論点 2：多様な工事の特性を工事規模（金額）のみで適切に区分できているか。

論点 3：良い仕事をして、必ずしも競争参加機会の拡大に繋がらないのではないか。

(3) 格付の枠組みのあり方

論点 4：工事毎に市場が細分化されているが類似工種の実績を全く反映しないことが適切か。

論点 5：経審点と技術評価点数の比率を 5:5 で足し合わせた総合点数による評価が適切か。

(4) 発注標準と企業の格付の組合せ

論点 6：発注標準と企業の格付をどのように組み合わせることが適切か。

(5) 評価項目・算定式のあり方

論点 7：経営事項評価点数については、審査結果のうち特に重視する評価項目のみを使用することも考えられないか。

論点 8：現行の技術評価点数では、企業の技術力が適切に評価されていないのではないか。

3.2 競争参加資格審査における基本的な考え方

次に、透明性・競争性の高い調達制度を前提に、良い仕事をした企業が受注機会を拡大する等報われるように企業の実績や努力が受注者選定に適切に反映される仕組み（良い循環）となるよう競争参加資格審査に求められる基本的な考え方を整理した。

(1) 上位等級へのインセンティブ

企業が各等級に合理的に格付されるとともに、上位等級を目指すインセンティブを企業に付与できる等級区分とする。

(2) 技術力と経営力の適正なバランス

企業の技術力と経営力を適正比率で評価する。

(3) 新規参入の促進

他の発注機関の工事成績を評価することにより、企業の新規参入を促す。

(4) 等級に応じた品質の確保

企業が各等級に応じた能力を発揮し、当該工事において一定の品質を確保できる等級区分とする。

4. 競争参加資格審査の改善の方向性提案

競争参加資格審査における論点を踏まえ、基本

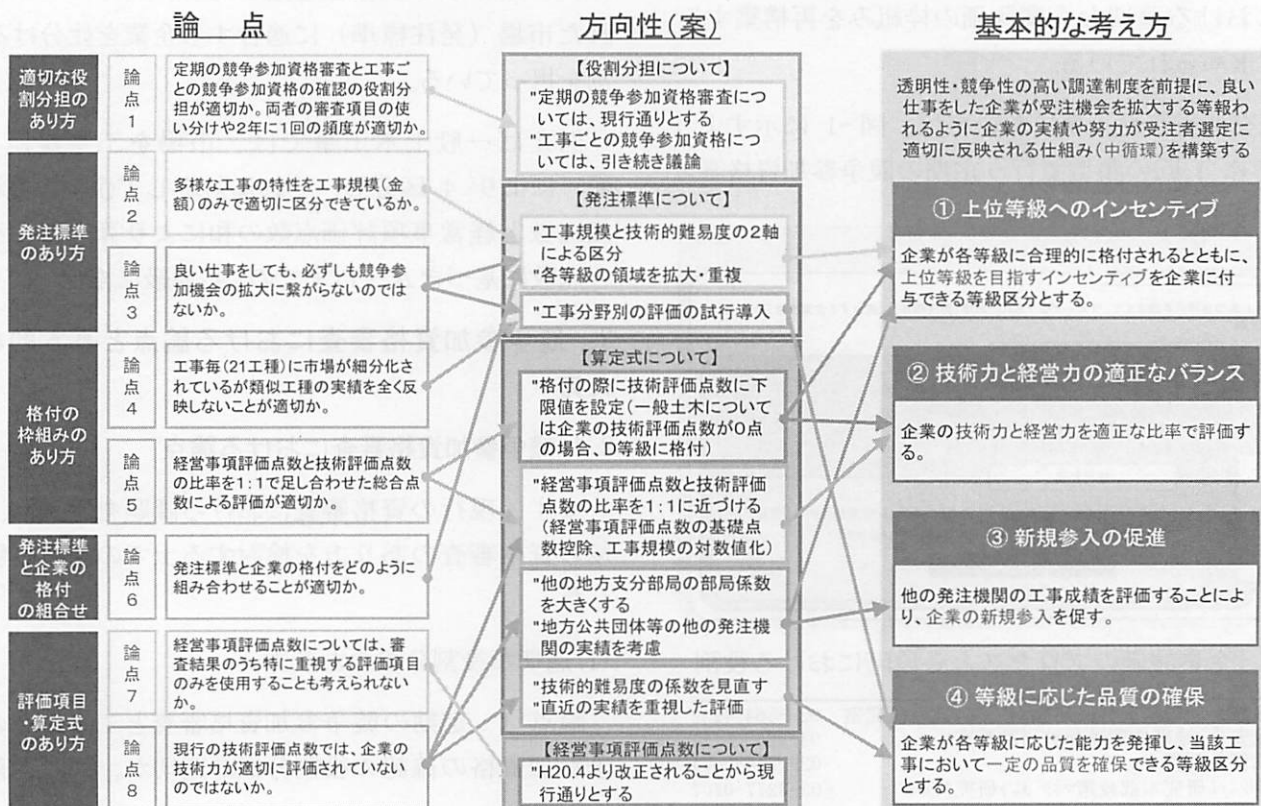


図-2 定期の競争参加資格審査における基本的な考え方と今後の方向性

的な考え方を実現するために様々な観点からシミュレーション分析・検証を実施し、改善の方向性を提案した。

論点及び基本的な考え方との関係を図-2、シミュレーション結果の概要を表-1に示す。ポイントは以下の3点である。

表-1 改善の方向性とシミュレーション結果の概要

| 基本的な考え方 | 方向性(案) | 具体的手法(素案) | 現行 | シミュレーション結果の概要 | |
|------------------|--------|---|---|--|---|
| ②技術力と経営力の適正なバランス | 案1 | <ul style="list-style-type: none"> 各企業の経営事項評価点数と技術評価点数の比率を1:1に近づける | — | <ul style="list-style-type: none"> 現行は、上位等級の企業では経営事項評価点数と技術評価点数の比率が1:1であるが、下位等級の企業では経営事項評価点数の比率が4:1程度と大きくなる場合が多い。 案1を採用することにより、下位企業においても比率を1:1に近づけることが可能となる。 【工事規模】を対数値化することにより、相対的に【成績評定】が技術評価点数に及ぼす影響が大きくなり、成績優秀者の順位が上昇する傾向にある。 全等級において等級変動への影響が大きい。 | |
| | 案2 | <ul style="list-style-type: none"> 他の地方支分部局の【部局係数】を大きくする | <ul style="list-style-type: none"> 工事請負金額 ●2億円以上:1.0 ●2億円未満:0.5 | <ul style="list-style-type: none"> 工事請負金額 ●7.2億円以上:1.0 ●2億円以上7.2億円未満:0.5 ●2億円未満:0.2 | <ul style="list-style-type: none"> 地方ブロックをまたいで広域的に活動している企業の順位が上昇する傾向にある。 7.2億円未満の【部局係数】が大きくなるため、特にB～D等級間において等級変動が見られるが影響は小さい。 |
| ③新規参入の促進 | 案3 | <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体等の他の発注機関の実績を考慮する | — | <ul style="list-style-type: none"> 【部局係数】都府県(全国一律):0.1 | <ul style="list-style-type: none"> 都府県の工事成績評定のデータ整備状況を踏まえ、過去2年間、500万円以上の工事を対象とし、直轄工事と同様に当該地方支分部局管内に限らず全国の実績を評価する。 政令市はデータ整備が遅れているため、今回は対象としない。(データ整備状況を踏まえ、次回以降降考慮する。) 都府県の工事成績評定の平均点にばらつきがあるため、各平均点を控除し、平均点を上回った成績優秀者のみ加点を行う。(平均点以下を減点しない。) これらにより、都府県で優秀な実績を有する企業の順位が上昇する傾向にあり、特にC・D等級間における等級変動への影響が大きい。 技術評価点数が0点の場合にD等級に格付する枠組みと併用することにより、直轄・都府県ともに実績がない企業がC等級からD等級に下がる。 |
| | 案4 | <ul style="list-style-type: none"> 【成績評定】から控除する点数を引き上げる | <ul style="list-style-type: none"> 【成績評定】の控除点数:65 ※都府県データは「平均点」を控除 | — | <ul style="list-style-type: none"> 【成績評定】の控除点数:65 【工事規模】を対数値化することにより、相対的に【成績評定】が技術評価点数に及ぼす影響が大きくなる。 これにあわせて控除点数の引き上げを行うことは等級変動への影響が極めて大きい。 また、次回の審査対象となる工事(H16.10～H20.9完成)の大部分が既に完成していることも踏まえ、今回は65点に据え置く。 今後完成する工事については良い成績を期待し、次回以降以降、控除点数を引き上げる。 |
| ④各等級に応じた品質の確保 | 案5 | <ul style="list-style-type: none"> 【成績評定】における事故による減点の取扱を見直す | — | — | <ul style="list-style-type: none"> 事故による工事成績の減点が工期の長短に係わらず一律であるため、工期が長いほど不利と指摘されているが、法令遵守等による減点を一律控除した場合においても等級変動への影響は極めて限定的である。 また、事故には様々な要因があり、一律に事故による減点を控除することは適当ではないため、採用しない。 |
| | 案6 | <ul style="list-style-type: none"> 【技術的難易度】の係数を見直す | <ul style="list-style-type: none"> ●I:1.0 ●II:1.25 ●III:1.5 ●IV:1.75 ●V:2.0 ●VI:2.0 | <ul style="list-style-type: none"> ●I:1.0 ●II:1.2 ●III:1.4 ●IV:1.6 ●V:1.8 ●VI:2.0 | <ul style="list-style-type: none"> 【技術的難易度】をより適切に反映させるため、係数を大きくする。(VIの工事はほとんどないため据え置く。) 実績の有無が分かれるC・D等級間を中心に等級変動が見られるが影響は小さい。 |
| | 案7 | <ul style="list-style-type: none"> 直近の実績を重視した評価とする | <ul style="list-style-type: none"> ●直近2年以内:2.0 ●直近2～4年以内:1.0 | — | <ul style="list-style-type: none"> 実績の有無が分かれるC・D等級間を中心に等級変動が見られるが影響は小さい。 |
| | 案8 | <ul style="list-style-type: none"> 新たな評価指標を導入する | — | — | <ul style="list-style-type: none"> データ整備、蓄積が必要のため、今回は考慮しない。 |

(1) 発注標準の2軸化と競争参加機会の拡大

従来の工事規模のみによる市場の区分ではなく、工事規模と技術的難易度の2軸による区分とともに、企業の競争参加機会が拡大するよう等級の領域を拡大・重複させる(図-3参照)。

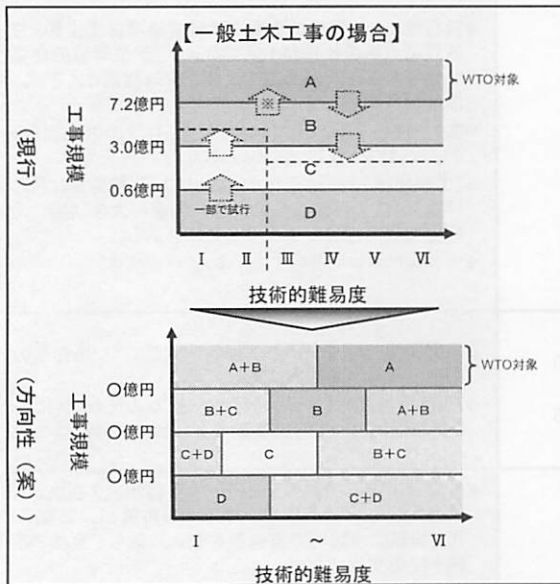


図-3 発注標準の方向性(案)

(2) 格付における技術評価点数の下限値の導入

技術評価点数のない企業が経営事項評価点数のみで上位等級に格付される場合があることから、技術力と経営力のバランスのとれた企業を優位に評価するため、例えば企業の技術評価点数が0点の場合には下位等級に格付する等、技術評価点数の下限値を設ける。

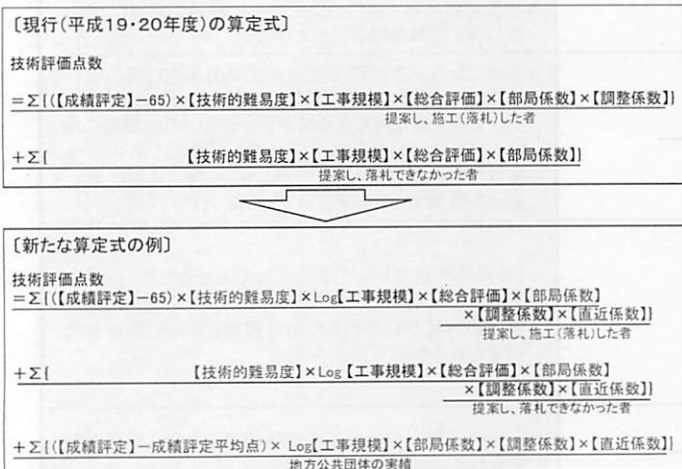


図-4 技術評価点数の算定式

(3) 技術力をより重視した技術評価点数の算定式の見直し

現行の算定式は工事規模が支配的な要素となっている傾向にあるため、①品質確保の観点から工事成績評価をより重視した評価とする②優れた企業の新規参入を促進するため、地方公共団体等の他の発注機関の実績を考慮する等の見直しを行う(図-4参照)。これらの改善による企業分布の変化を図-5に示す。経営事項評価点数と技術評価点数の比率が1:1に近づいていることがわかる。

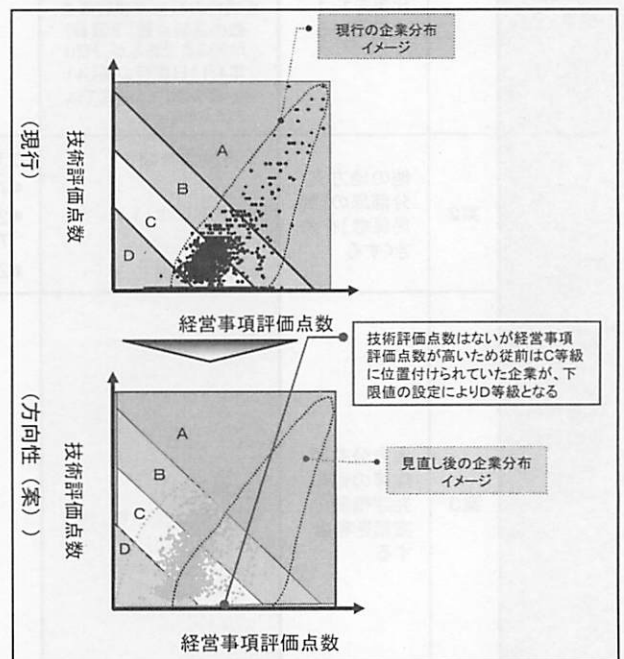


図-5 企業分布の変化

5. おわりに

大幅な改正に伴う経過措置として、次回の資格審査に限り、等級が変更した企業について、希望により従来の等級に留まることができるものとするについて検討する必要がある。ただし、実績がないあるいは工事成績が不良であることにより技術評価点数がないためにD等級に格付された企業は除く。また、本稿で概要を述べた「競争参加資格審査の方向性」について、企業から申請された実データによる分析を踏まえ、次回の競争参加資格審査の具体的手法を決定していく必要があり、現在、検討を進めているところである。

参考文献

- 1) 国総研建設マネジメント技術研究室ホームページ (<http://www.nilim.go.jp/lab/peg/>)